

Tokyo Farm To Table プロジェクト実施要領

4産労農安第1512号

令和5年3月17日

一部改正 6産労農安第1524号

令和7年3月24日

第1 趣旨

Tokyo Farm To Table プロジェクト実施要綱（令和5年3月17日付4産労農安第1496号）（以下「実施要綱」という。）に基づくTokyo Farm To Table プロジェクト（以下「事業」という。）は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

実施要綱第2に規定する「東京産の農産物の仕入等により、都内の小売店、飲食店等の食品事業者や消費者に販売等を行う食品流通事業者の新たな事業計画」（以下「事業計画」という。）とは、事業実施主体が都内の農業者（農業者が委託販売する共同直売所等も含む）、卸売事業者等から農産物の仕入等を行い、都内の小売店、飲食事業者、食品製造事業者、消費者に販売等を行う新たな取組を計画化したものとする。

- 2 実施要綱第2に規定する事業化に必要な経費のうち、支援対象となる補助対象経費は別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 実施要綱第2に規定する事業計画に関して、事業化に向けた専門家の助言を受けるため、東京都は、事業実施主体の要望に応じて、専門家を事業実施主体当たり年間10回（1回当たり4時間を上限とする）まで派遣することができる。
- 4 事業実施主体は、納品先の小売店、飲食店等と連携し、東京都から提供される店頭販売用PRグッズ等を活用するものとする。また、自社のウェブサイト、SNS、その他の方法により、東京産農産物の販売先の小売店、飲食店等を広く消費者に対してPRするものとする。

さらに、上記の東京産農産物の消費拡大に向けたPRを効果的なものとするため、東京都が行うキャンペーンに協力するものとする。

第3 事業実施主体

実施要綱第3に規定する民間企業等は、次に掲げるものとする。

- (1) 会社

会社法の規定による株式会社（特例有限会社を含む）、合資会社、合同会社、合名会社

（２）社団法人、財団法人及び特定非営利活動法人

ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

イ 特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人

（３）協同組合等

ア 農業協同組合法の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

イ 消費生活協同組合法の規定による消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会

ウ 中小企業等協同組合法の規定による企業組合、協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合

エ 中小企業団体の組織に関する法律の規定による協業組合、商工組合、商工組合連合会

第４ 事業計画

１ 事業実施主体は、事業の交付申請時に、事業の内容等について記載した事業計画を別に定める様式により提出するものとする。

２ 事業実施主体は、事業計画の内容等について次のいずれかに該当する変更を行う場合は、前項の規定を準用するものとする。

（１）事業内容の著しい変更

（２）総事業費の３割を超える変更

第５ 報告

事業実施主体は、事業の完了時、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、当該事業実績について記載した完了報告もしくは年度報告を別に定める様式により提出するものとする。

第６ 事業の一部委託

事業内容の一部を他の事業者へ委託する場合には、原則として次の３点を提出するものとする。

（１）事業者選定にあたり、どのように事業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（２者程度の見積書等）

（２）契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）

(3) 履行の確認ができる書類（東京都の委託完了届に準ずるもの及び報告書等）

第7 情報公開

情報公開の観点から、東京都は、事業完了後に、事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。